

研究・イノベーション学会「支部」規定

研究・イノベーション学会（以下「学会」という。）の支部の活動に関して、今般、その趣旨、要件、手続き等を以下のとおり明確化し、今後、運用することとする。

1. 支部の趣旨

支部は、特定の地域において、学会が対象とする主な分野について、例会、研究会などを開催することにより、当該地域の学会員の関心に応えるとともに、当該地域の学会員の交流、啓発の場として機能することが期待されている。支部は、その設立を希望する者が、以下の要件を了承して事務局へ申請し、総務理事会の審査を経て会長が承認したものをいうこととする。

2. 支部の要件と学会による支援等

(1) 支部の要件

- ①年間に3回以上、当該地域の学会員を対象とした研究会を開催すること（ただし、当該地域以外の学会員の参加を妨げないものとする）。この場合、③の条件が満足されるならば、他の団体と共催で開催することも可とする。
- ②学会事務局が総会において所要の報告ができるよう、最低限年に1回、その活動状況を学会事務局に報告する。
- ③支部活動への学会員の参加費は、学会会費以外は無料とする（ただし、実費相当の資料代等を徴収することは可とする）。

(2) 支部の存続年限

支部の存続期限は特に限定しない。ただし、研究会開催回数が年間2回以下になるなど、活発な活動が行われなくなると総務理事会が判断した場合は、学会支部の名称を用いての活動は中止となる。

(3) 学会による支援

- ①支部は、その活動にあたって、研究・イノベーション学会支部の名称を用いることができる。
- ②支部活動の開催に関する情報を学会のホームページを通じて広報することができる。
- ③希望する支部に対して、所属学会員数を勘案し、支部活動費の支援を行う。（活動費の金額については、支部の規模・活動内容に基づいて事務局担当理事と総務理事会で決定する）。この場合、支部長等を中心に支部・分科会・研究懇談会支出ガイドラインに沿って経理を適切に管理する。なお、この支援金額は会計年度ごとに見直される場合がある。
- ④総会において支部の活動を紹介する。

3. 手続き

支部の設立を新たに希望する者は、以下の情報を含む資料をまとめて学会事務局に提出する。

- ① 支部の名称、対象とする地域
- ② 支部設立の目的
- ③ 支部長1名以上（学会員に限る）、幹事1名以上（学会員に限る）の氏名・連絡先
- ④ 支部の設立を求める学会員の氏名・連絡先（代表者及び幹事含む）のリスト、及び、リストに掲載された者が設立を求めていることを示す署名等。支部設立に必要な署名人の数は、原則として、対象とする地域に自宅あるいは職場のある個人会員の半数以上（ただし、対象とする地域の個人会員数が40名以下の場合は、20名以上）とする。署名人のうち半数以上は、対象とする地域外の個人会員、あるいは法人会員の正登録者であってもかまわない。

支部長又は幹事が交代する場合は、学会事務局に連絡する。

（2）支部の廃止

支部の廃止を支部長及び幹事が希望する場合は、支部長及び幹事が連名で理由書を学会事務局に提出し、総務理事会の審査を経て会長の承認を得ることとする。

4. 現在活動中の支部の扱い

現在活動中の支部については活動を継続し、上記2. 及び3.（支部の名称、目的を変更する場合。支部長又は幹事が交代する場合に係るもの）の定めるところに沿うこととする。

なお、既存の支部名称及び目的は、別紙のとおり。

5. その他

本文書に記載のない事項については、事務局担当理事及び総務理事会において適宜定める。

※2011年10月総会決定

※2015年9月理事会決定、同年10月総会報告

※2018年10月理事会決定、同年10月総会報告